

書 評

平田昌司著

『文化制度和漢語史』

高 津 孝

鹿兒島大學

本書評の対象は、平田昌司著『文化制度と漢語史』（原題『文化制度和漢語史』）である。著者は、京都大學大學院文學研究科教授で、長年、中國語學を専門として研究されてきた。本書は、長期にわたる科擧制度と漢語史の關係について論じた論考を集成したもので、古代から近現代に至る通史となっている。

言語學研究においては、言語資料に無意識のレベルで反映された素材を抽出し、考察の対象とすることが多いが、本書はむしろ資料の意識されたレベルを対象とし、考察を

加えるものである。したがって、研究方法としては、言語に對する社會史的研究に屬するものである。著者の専門分野、そして書名からは、中國語學の専門家に向けての著書となるが、實はその内容は中國の文化史全體に關連するものであり、評者としては中國文學研究者のぜひ参照すべき内容と考えている。中國文學を専門とする評者があえて書評する所以である。

後記によれば、本書は二つの起源をもつ。一つは、七十年代の入矢義高による漢語音韻學の無味乾燥さと人間性缺如への痛罵を受けて、著者が中國思想史と漢語音韻學の結合を試みた點である。この方向はうまくいかず、著者は制度史、文學史との結合へと向かい成果をあげる。いまひとつは、橋本萬太郎『言語類型地理論』（一九七八年）による觸發である。橋本著は、古代漢語から現代漢語への變化を「縱」の變化とし、南方方言と北方方言の地域差を「横」の變化とし、漢語方言の「横」の多様性を用いて、漢語史の「縱」の變化を解釋したものである。これに觸發されて、著者は、科擧と音韻學、詩律規範としての音韻史、清代の

言語問題、國民國家における國語の問題へと探究を進めていった。本書はこの二つの出發點をもつ研究成果を總合したものである。

本書の目次は以下の通りである。原文の中國語を評者が日本語にしたもので、著者の意圖を外れるものもあるかもしれないが、ご容赦願いたい。

前言

第一章 韻書を読む

第一節 「中國、中華」觀念を支える言語制度

第二節 韻書研究と言語の制度史

第二章 『切韻』と唐代功令

第一節 韻書を生み出す技術と文化的背景

第二節 陸法言『切韻』

第三節 唐代功令考

第四節 科擧の韻學に對する影響

第五節 唐代口語の正音標準と『切韻』の地位

附録一 隋唐五代韻學年表

第三章 『廣韻』と『集韻』

第一節 『廣韻』と景德年間の科擧改革

第二節 『集韻』と古文の復興

第三節 『廣韻』の南宋における復興

結語

第四章 唐宋の科擧制度變化の方言的背景

第一節 李涪『刊誤』と乾符三年の進士試

第二節 北方方言における入聲韻尾の弱化和五代北宋の

進士試

第三節 進士科の功令と方言の分歧

第四節 駢文から古文へ

結語

第五章 「韻略」の變質

第一節 宋代「韻略」と進士科の詩賦試

第二節 毛晃、毛居正『增修互注禮部韻略』——宋代道

學の韻書

第三節 附釋音本の流行と『押韻釋疑』

結語

第六章 「中原雅音」と宋元明の江南儒學——「土中」觀

念、文化正統意識の中國正音理論に對する影響

第一節 「中原雅音」の思想的背景

第二節 「中原雅音」と宋元明の江南道統

第三節 所謂「中原雅音」の性質

第七章 音は八代の衰を起こす——復古詩論と元明清の古

音學

第一節 宋代詩學中の古詩用韻問題

第二節 朱熹「叶音」説及びその影響

第三節 元代科擧と「古韻」の制度化

第四節 明代の復古詩論と古音學

第五節 詩學と韻學の乖離——清代古音學の質的變化

第八章 胡藍黨案、靖難の變と『洪武正韻』

第一節 元代韻書の南北差異

第二節 誰も讀まない韻書

第三節 『洪武正韻』七十六韻本、八十韻本の興廢

第四節 元明の浙學と『洪武正韻』の編纂

第五節 胡藍黨案と『洪武正韻』

第六節 金華の宋氏の建文年間における復活

第七節 靖難の變、解縉の獄と『永樂大典』

第八節 應制と正字——『洪武正韻』の用途

第九節 明朝遺民と四庫館臣の『洪武正韻』に對する態

度

附錄二 陳天祥『四書辨疑』に引用された元代初期の南

北韻書の異文についての考察

附錄三 『洪武正韻』同一小韻の「重出切語」に關する

試論

附錄四 明太祖詩韻譜

第九章 韻は「華夷」の區別を嚴格化した

第一節 胡虜王制と華夏文物

第二節 康熙十八年の博學鴻詞試と韻書の編纂

第三節 御定『音韻闡微』

第四節 「似會相識燕歸來」

第十章 清代鴻臚寺正音考

引言 明清期の漢語共同語に關する討論

第一節 清朝宗室、旗人の漢語

第二節 鴻臚寺の正音——朝會唱贊と直隸音

第三節 北音強勢化の原因

結語

第十一章 清代官話の制度化歷程

第一節 「改土歸流」と官話

第二節 地方官僚と官話

第三節 方言の官話に對する抵抗——閩粵の正音書院

第四節 官話語彙、文體の規範化——『聖諭廣訓直解』

第五節 官話の言語資本としての局限性

第十二章 光緒二十四年の古文

第一節 端午の上諭

第二節 『馬氏文通』と古文

第三節 嚴復の翻譯における古文

第四節 光緒二十七年以後の古文

附録五 助字、篇章、「時文」

第十三章 目の文學革命、耳の文學革命——二十世紀二十

年代中國聽覺メディアの發展と「國語」の實驗

第一節 一九一七年に始まる——目の文學革命

第二節 「國語」前史簡論

書評

第三節 一九二六年前後——耳の文學革命

第四節 趙元任と「耳」の國語

第五節 國語、抗日戰爭、「文化大革命」

終章 「回望中原夕靄時」——開封陷落後の「雅音」想像

第一節 南宋の音韻學と「中國」意識

第二節 韻書の理學化——「中原雅音」の產出

第三節 「ポスト中原雅音」時代の汴洛音

參考書目

後記

前言は、本書全體の大きな枠組みを説明するものとなっている。著者は、まず漢語の特徴について、橋本萬太郎の指摘する五つの特徴（一）單音節言語、（二）語彙内部に形態變化のない孤立語、（三）語彙の語法機能は完全に語順により決定される、（四）聲調言語、（五）名詞、量詞には固定的組み合わせ關係がある、を挙げ、それらがタイ語、ベトナム語にも當てはまることから、漢語の固有性の指標としては不十分であるとする。それに對して著者があげる

漢語の突出した特徴は、漢字で書寫する原則が堅持されている点である。この特徴は東周時代に遡り、春秋戰國時代の中原地帯には規範的な文學言語が確立しており、「中華」はそれに基づく、方言、民族を超えた共同體であつたとする。これは漢語を形態論、音韻論、統語論の立場から定義するものではなく、規範意識に着目し、社會言語學的に定義したものとなつている。やがて、秦漢古代帝國が成立し、中華は飛躍的にその領域を広げる。これが第一段階である。第二段階は、後漢における佛教の傳來が契機となる。佛教傳來によつて中華世界は異なる言語の存在を認識し、佛典翻譯の過程で、梵文學における音節の長短に基づくリズム論、音樂的文體とその社會的地位の高さを知るようになる。これらは對應するものの存在しない中華世界にとつて衝撃であり、中華世界では自らの言語への内省的考察が始まり、四聲の發見、詩律の形成へと繋がつていった。詩律の形成は詩歌の標準化の過程であり、理想的、標準的で均一な詩歌の規範がここに形成された。同時に、正音規範としての韻書、すなわち隋・陸法言等『切韻』が成

立する。詩律と『切韻』系韻書は、官吏登用制度の科擧に取り入れられることで、一三〇〇年間、科擧制度を支えるものとして機能する。語音の變化、方言の差異、古典テキストの流動性は、單一の言語規範と衝突し、科擧受験生は困惑し、負擔を感じるが、一九〇一年（光緒二七）の詔敕によつて、科擧における八股文、試帖詩、韻書が廢止され、官方言語の權威が喪失するまで、この状態は續いた。その後、第三段階として、民國時代においては、國家の法定言語としての國音、國語、普通話の形成へと向かうこととなる。

第一章は、まず第一節において、「中國」「中華」の範圍の問題を取り上げる。三國晉宋期においては華北が中華であり、長江以南、蜀漢は中華の外であつた。唐代、西域が版圖に入ると、「九州」の枠を超えた範圍が「中華」の對象となつてくる。北朝における異民族支配、佛教傳來、華夷の並存、安史の亂における異民族の横行などを受けて、中華とは何かという、アイデンティティ問題が出現し、中唐・韓愈は「原道」において、土地ではなく、民族でもな

く、禮こそを中華の基盤に据える。以降の中國王朝は、非物質文化の家族觀念、漢字・漢文・漢語によって純潔性を維持し、科擧という濾過装置によって王朝構成員の官僚を選抜するシステムを確立することとなる。第二節は、文化的アイデンティティの基盤としての「標準漢語」觀念の形成について述べる。中國は、その内側に多言語、多方言を包攝することから、書面語規範の高度な統一性とその制度化を必要とした。制度化とは、字體、字音、語彙、語法、

文體の規範化を含む科擧制度に他ならない。字體については、歴代、俗字、地方性漢字が常に問題になったが、唐代に楷書の俗、通、正三體の區分を行った顔元孫『干祿字書』が著される。字音については、科擧の進士科に律詩、律賦が課されたため、多様な方言の存在による聲韻、聲調の差異が問題となり、統一的韻書の編纂が求められた。これに對應したのが、隋・陸法言等『切韻』（六〇一年）であるが、これは隋代の五言詩、律體辭賦の押韻規範を反映したものである。八世紀になり、語音規範の中心地域が金陵・洛陽から關中に移動し、『切韻』音系とうまく一致し

なくなつた。そのため、北人は科擧の詩賦で「落韻」しやすくなり、『切韻』の權威性に疑問が生じた。しかしながら、唐・五代・宋と官韻の地位は揺るがなかつた。北宋・大中祥符元年（一〇〇八）糊名法が施行され、情實を取り除いて、試験答案のみで人材の選抜が行われるようになる。官韻の重要性は、「刑律」に等しくなつた。

第二章は、『切韻』の問題を詳述した章である。第一節は、まず、造紙技術の發明と展開が、知識の傳播様式を、師弟相傳の説聽方式から個人を單位とした寫讀方式に變化させ、それによって難字、破讀字の讀みの問題が生まれ、その結果、反切が普及することになったことを論じる。次に、韻書が五言詩律の規範としての作用を持ち、詩歌聲律論と相補的關係にあつたこと、韻書が南北朝士族社會に必須の教養である避諱を知るためのハンドブックであつたこと、排除の機能をもつ貴族階層の發音規範「正音」に對應するものであつたことを記述する。さらに、標準韻系に基づく四聲八病説の遵守が、梁陳以降の詩歌の規範となり、隋代以降は出世の絲口となつたため、現實の大きな方言差、

時代の變化による押韻規範の變化を背景として、聲律論と合致した韻書の必要性が生まれたことを論じる。第二節では、『切韻』音系について、周祖謨の説を引き、單純にある一地方の方言音を標準としたものではなく、南方士大夫が受け継いだ雅音、書音に基づき、南北の異同を折衷して作成されたものとする。また、六朝末年、五言詩韻には南北朝公認の規範がなかったようであり、『切韻』は五家韻書を利用して規範を作ったものとする。しかし、折衷的な『切韻』は北人には不利な用韻法であり、隋代、唐初では公認の地位を得られず、實際上、官韻となるのは、唐初、許敬宗らの「獨用、同用」規定以降であるとす。第三節は、『切韻』の韻分けが細かすぎて作詩に不便なことから、唐初、許敬宗らが韻部の合併「獨用、同用」を上奏したことで、それが初唐四傑の用韻と一致することを指摘する。さらに、著者による唐代試卷の用韻の網羅的調査および周祖謨の整理した齊梁陳隋の分韻から、隋唐以來、北方で發生した語音變化を唐代功令は受け入れている點、許敬宗（父は杭州人）の決定はかなり忠實に齊梁以來の江東用韻に沿

っている點を指摘する。後者は、唐初、南人が禮部を掌握し、自分達に有利な韻部「同用」規則を採用したと推定している。このほか、唐代科擧の詩賦には韻字の指定があったが、出題韻目に偏りがあり、ほとんど出題されない劇韻の存在が判明すること、落韻は宋代功令で正式に「不考」とされたが、唐代では不考であるが、あまり厳しくなかったことが指摘される。しかし、長慶二年（八二二）以降「落韻」の取り扱いは嚴格化し、それは牛李の黨争の影響であろうと推定している。第四節は、科擧における聲病規則の嚴格化が、四種の實用詩律指南（①聲律便覽、②『切韻』増字増注本、③分韻編排類書、④詩格、賦格）の書物を生み出したことを指摘する。第五節は、口語正音標準の問題を取り上げる。兩晉南北朝時代、士族間の文化規範意識は非常に強固で、口頭言語「音辭」は默認文化規範の一つであった。そのため、正音は士庶を區別するものとして機能していた。ところが、隋の文帝の時代に科擧が始まり、状況は大きく變化する。科擧には士人が自由に參加することになり、程文の良し悪しが合格を決めるものとなる。これ

により、庶族の高級官僚への道が開け、高級官僚を獨占していた門閥士族は權益を侵され、文化規範の崩壞が始まった。これに對して既存の士族は吏部銓試を導入し、南朝士族の品第標準「身言書判」に基づき規範に合わない人物を排除することになる。特に「身・體貌豐偉」「言・言辭辯正」は、非常に主觀的基準であつた。長安に都が置かれてから、西周、玄宗朝になるまでに、言語文化の中心地域は江南から關中へ移動し、唐代新興標準音が確立する。八世紀に關中方言には、全濁聲母の清化、鼻音聲母の非鼻音化、輕唇音化、一等重韻合併、三等韻重紐A類と四等韻の合併、ㄨ虞尤ㄨ韻、ㄨ模侯ㄨ韻の唇音字混在が起こつており、こゝうした音韻變化に對應した秦音系韻書『韻英』（七五五年）の編纂が始まるが、安史の亂によつて途絶する。科擧の詩賦は一貫して南朝以來の文化的風格を基礎とする状態が繼續し、『切韻』（齊梁隋唐の押韻規範）は、北宋禮部の「獨用、同用」規定、金の『平水韻』を経て清末まで科擧を拘束し續けた。

第三章は、『廣韻』と『集韻』を詳述する。第一節は

書評

『廣韻』と景德の科擧改革の關係を論ずる。著者は宋王朝の初期には北方出身官僚が政權を獨占し、南方出身者を抑壓したという南北對立の存在を指摘する。科擧制度はこの南北對立を緩和する裝置として働き、官僚集團の流動性を保證し、南人が大量に政界進出を果たすこととなり、新しい不平等が生まれた。それは、傳統文化の持續性、江南人口の増加、北方方言の『切韻』からの遊離を原因とするものである。やがて、眞宗朝に南人および新興階層が朝廷内で勢力を有するようになり、眞宗・景德年間に科擧の公平化（南人および新興階層の立場からの）が行われ、一連の改革の中で景德四年（一〇〇七）『廣韻』が編纂、出版された。第二節は、『集韻』と古文復興の關係を論ずるものである。

『集韻』は、寶元二年（一〇三九）に完成し、慶曆三年（一〇四三）に刊行された。『集韻』の最大の特徴は、形義は『說文解字』を尊重し、音讀は『經典釋文』を網羅したこととされる。著者によれば、『集韻』編纂の主要な目的は、經史の異讀、異體字を網羅的に収録し、科擧試験官の參考とすることであり、語音の變化は『集韻』編纂の主要

な理由ではないとされる。科擧の公平化、嚴密化、受験者數の増加は、試験官に過剰な負擔を與えるようになった。

採點上の見落としては試験官の責任とされたため、正字正音ハンドブックが必要とされ、異體字を多數収録し、經史の音注を網羅的に收める『集韻』が求められたとする。さらに、科擧において詩賦が選抜の基準でなくなり、古文が重視されたこと、儒學思想が傳注から經義へと變化したということ、北宋學術全體の動向と關連して、『說文解字』『經典釋文』を重視し、經學と復古の色彩の強い『集韻』が編纂されたとする。第三節は、南宋における『廣韻』の復興を論ずる。著者は、『廣韻』から『集韻』への移行を、歐陽脩、宋祁の使命感に支えられた、經學、古文の詩賦、時文への勝利と位置付ける。ところが、『廣韻』は南宋になっても刊刻は續く。この背景として著者は、新舊法黨の混亂の中で、熙寧四年に省試で排除された詩賦が、元祐四年から紹聖元年まで經義進士、詩賦進士が並列する形で復活し、南宋・建炎二年以降、再度、經義進士、詩賦進士並列となり、南宋では詩賦進士が重んぜられた點、圖書購買層にと

つては實用的で安價な『禮部韻略』が好まれ、大部で經典臭の強い『集韻』に比べて『廣韻』が選好されたという點をあげる。

第四章は、唐宋時代に科擧制度は大きく變化をするが、その背景には方言の問題があったことを主張する。唐宋時代に北方方言において、二つの大きな變化が起こった。すなわち、全濁上聲と去聲の合流、入聲韻尾の弱くないしは消失である。このため、平仄の辯別と仄聲韻の押韻において、南北方言間に大きな差が生じた。著者は、これについて二つの假説を提示する。(一) 北宋期には、この問題が無視できない狀況に達し、王安石の科擧改革で、進士科の出題の重點が詩賦から論、策に變更されたことも、南北方言に基づく不平等の解消を意圖したものであった。(二) 六朝以來の駢文は句末の平仄の調和的配列を要求するものであったが、北人は次第に駢文に創作上の困難を感じるようになり、古文創作に有利さを感じるようになる。方言的差異は、古文運動の成功、駢文作家の多くが南方出身であることの背景となっている。第一節は、晚唐の李涪『刊

『誤』の内容の詳細な検討と現代吳方言を利用しての唐代吳方言の推定によって、『刊誤』が、南北の方言的差異に直面した北方人官僚の、科擧の出題と採點における不満を代表したものであることを述べる。第二節は、北方方言における入聲韻尾の弱化和五代、北宋期の進士科の關係を検討したもので、北方人が、平仄を完全には認識できなくなっており、科場で不利な立場に置かれたことを述べる。第三節は、このような状況が北方人の意識に働きかけ、具體的な科擧改革を行わせるに至ったとし、北人の優勢を保證し、南北出身進士の平衡状態を維持するために、具體的に三つの措置が取られたことを、北宋期について論じる。三つの措置とは、試卷の評價において押韻、平仄の嚴密性を求めないこと、詩賦よりも策論に重點を置いた試験制度にすること、地域ごとに合格者數を割り當てること、である。第四節では、駢文から古文への文體の變革運動である古文運動を、方言差の問題から論ずる。まず、古文作家の出身地が、河北に集中する點を指摘し、北方における四聲體系の言語變化による混亂が、聲律の修辭効果を認識し難くし、

その結果、駢文から古文への志向の變化が生じたと論ずる。しかしながら、ここで著者は、河東（晉語）が、獨立した入聲を有し、北方語中の例外であること、また、北宋の有力な古文作家に歐陽脩、王安石をはじめとした江西出身者がいることを指摘し、考慮すべき點として、歐陽脩には落韻が多く、江西方言は唐代功令と一致しない部分のあること、王安石の主導した熙寧年間の改革は北方人の出世をかつて制限するものになっていたことをあげる。この點は、後述するが、著者の議論の出發點となっている南北二方言の對立構造という問題設定自體に齟齬が存在していることを示している。

第五章は、「韻略」の問題を扱う。第一節は、宋代における「韻略」と詩賦試の關係を論ずる。「韻略」とは『禮部韻略』系統の韻書で、科擧で使用され、正音、正字の規範として機能した兩宋、金の官韻である。『廣韻』『集韻』と音系が一致するため、漢語史の資料としては利用されてこなかった。隋・陸法言『切韻』は、反切と最低限の釋義だけの書物であったが、唐代に増補が繰り返され類書化し

ていった。一方、李邕『唐韻要略』のような簡便な韻書も生まれた。宋代になって、専門的に詩賦試のために編纂されたものが「韻略」である。太宗朝の丘雍『校定韻略』に始まる。景德二年の科擧改革で、以前は科場に『玉篇』『廣韻』の持ち込みが許されていたのが、「韻略」以外は持ち込み不可になった。その後、禮部で『廣韻』の簡編としての『新定韻略』が作られ、さらに『集韻』の未定稿の簡易版として『禮部韻略』が作られる。詩賦試自體は、新舊法黨の黨争の中で興廢がくりかえされるが、南宋では、經義、詩賦の兩科竝立となり、「韻略」は受験生の必需品となる。金では王文郁『新刊韻略』が刊行され、元では劉淵『壬子新刊韻略』刊行された。第二節は『増修互注禮部韻略』を論じる。南宋・嘉定十六年に朱熹の學系に繋がる毛晃、毛居正父子によって編纂された『増修互注禮部韻略』は、名前に「禮部韻略」を含むが、中身は全くことなり、徹底的に傳統韻書を改變したものである。『増修互注禮部韻略』は、道學系韻書として四つの特徴を有する。

(一) 楷書字形の決定は『說文解字』に基づく、(二) 『廣

韻』『禮部韻略』の分韻を吳音と斷定し、「中原雅音」の標準分韻に歸することを主張、(三) 古音(先秦兩漢の古書)あるいは擬古押韻(韓愈、柳宗元、白居易、『唐文粹』、歐陽脩、蘇軾などの韻文作品)を重視、(四) 南宋進士科の要求する律賦の作法を意識(たとえば避諱字およびその同音字を嚴密に決定。「中原雅音」とは、宋代道學(北宋『集韻』、南宋・吳棫『韻補』『詩補韻』、南宋・朱熹『叶韻說』)が、秦漢から唐五代の學術を否定し、『切韻』批判を行ったことに端を發し、南宋・魏了翁の、四聲、反切は韻學の「羌、胡」化の結果であると言う説を受けて、毛居正が新しい語音規範として設定したものである。毛居正は具體的に韻書の改變は行わず、『増修互注禮部韻略』においては、『禮部韻略』の枠組みを守り、案語中に「當析、當并」と注記するだけであつた。これを押し進め、古音(中原雅音)と今音(『禮部韻略』)との差異を讀者に明確に分かる様にしたのが、元・黃公紹、熊忠『古今韻會舉要』である。『古今韻會舉要』は、表面上は『禮部韻略』音系を墨守するが、「字母韻」と言う別の音系を内部に隠している。既存の説では、

『古今韻會舉要』音系を(一)元代南方標準音(二)元代閩北音(三)『蒙古韻略』に従う、とする三説があるが、著者は、それは(一)黄公紹の心中の「中原雅音」であり、(二)宋元中原地区の現實音ではなく、江左の韻書以前の理論上の「古韻」であり、(三)唐代以來の反「吳音」の傳統を受け継ぐものとする。また、明の『洪武正韻』は、『古今韻會舉要』の考えをさらに推し進め、『禮部韻略』を完全に脱却した音系を示したものであるとする。第三節は、『押韻釋疑』の問題を取り上げる。『増修互注禮部韻略』は、『廣韻』を超える大型の韻書となり、携帯に不便なことから、科擧受験者にとって実用的な「韻略」が求められた。これに對應した韻書が、紹定三年(一二三〇)『押韻釋疑』、景定五年(一二六四)『増修校正押韻釋疑』であり、本書は間違いやすい文字、押韻字について、省試、解試の具體例を引用し、『經典釋文』の音釋全てを經史の各句に付屬させ、字體、反切は國子監本『禮部韻略』に基づくという特徴を持つ。この背景として、南宋の科擧考官が錯別字、押韻平仄の誤りに嚴格であったという點が指摘さ

れている。

第六章は、「中原雅音」問題を詳述した章である。第一節は、その思想的背景を論ずる。古代思想には「天圓地方」の世界の中心としての「土中、地中」という觀念があった。それが理想的世界としての「中原」という考えに發展し、樂律思想(漢魏以降、樂律と語音は嚴密には區別されない)と結びつき、天下の語音の標準は「土中」にあるべきとの考えが生まれた。隋・陸法言『切韻』は南方士大夫の雅音、書音に基づき、南北音を折衷して作成されたが、八世紀になると、言語文化の中心が江南から關中に移り、天寶年間(七四二―七五五)には秦音系韻書が出現する。中唐儒學では、韓愈が南朝の文風と六朝韻書の「吳音」を批判し、やがて、古韻と北方標準音が重視されるようになる。唐末の李涪『刊誤』は、『切韻』を批判し、東都(洛陽)音を重視している。北宋になり、開封(首都「土中」、洛陽(文化人が集中的に居住)の京洛音が權威性を有するようになり、南宋では、京洛音が權威的な語音の地位につく。京洛音の合法性は、「土中」の觀念、道統の傳統、汴洛回

復の強烈な願望に基づいており、元明の「中原雅音」に繋がっていく。第二節は、宋元明における「中原雅音」の提唱者（毛晃、毛居正父子、熊朋來、黃公紹、宋濂、吳沈）が、南宋の吳棫、朱熹の「古韻」説の影響をうけた浙閩韻籍の道學家であることを指摘する。唐代に詩韻の學（『切韻』）と音義の學は分離したが、北宋・仁宗朝における儒家の復古運動は音韻の學にも及び、『集韻』においては、唐・陸德明『經典釋文』の音義が導入され、經學の官韻への干涉が行われた。音韻の重要性を強調する司馬光は、『集韻』を正統とし、北宋末の晁説之は『經典釋文』の古韻を重視した。これらを受けて南宋・吳棫は、『經典釋文』と『集韻』の遺漏を補うことを目的として『韻補』を著し、毛晃、毛居正『增修互注禮部韻略』は、少なからぬ「古韻」の用例を収集した。古音研究の材料は、古書の用韻と諧聲のみであったが、宋元においては等韻學の應用が行われた。等韻學の起源について、宋代においては、西域起源説と「數之自然」説が存在したが、後者が有力となった。宋元の際に「等韻」雅音」説（七音三十六字母「古人聲音の正」が生

まれ、熊忠「古今韻會舉要序」には次のような發展史が述べられている。「古先、聖人は聲を以て律と爲し」たので、雅音は七音三十六字母に照らして整理することが可能である。沈約の韻譜、陸法言の『切韻』における吳音が、四聲、七音、分韻の混亂の始まりである。司馬光『切韻指掌圖』の「七音韻」が復古の始まりである。『古今韻會舉要』においては、全體の體例は『禮部韻略』のままであるが、小韻の配列は「七音」に依っている。第三節は、「中原雅音」の性質を論じる。中原雅音は、（一）儒林系雅音（南宋・毛晃、毛居正『增修互注禮部韻略』、元・黃公紹、熊忠「古今韻會舉要」、明『洪武正韻』）と（二）曲家系雅音（元・卓從之「中州樂府音韻類編」、元・周德清「中原音韻」、闕名「中原雅音」）に分かれ、兩者の理論的立場と言語的背景は完全に一致するものではない。儒林系雅音は、完全に虚構の音系ではないが、歴代諸儒の「雅音」に對する理想を内部に含んでおり、實際の音系の描寫とはなっていない。一方、曲家系雅音は、理論の束縛を受けておらず、前者に比べると、特定の時代、特定の地域の音系に近い。儒林系雅音は、宋

元の江南道學學統を背景とし、中原を「氣中、音正」、江南を「氣偏、音訛」と考え、沈約、陸法言以前の古韻の回復を目的とするものである。その材料と方法は、(一)清濁四聲等の有るべき枠組みの遵守、(二)宋元期の中原及び河北の音系の適宜の参照、(三)古韻の韻例と等韻の類別を斟酌、である。その目的は、(一) 經史の釋讀、諷誦、(二) 古詩、古樂府の創作、であった。『古今韻會舉要』の字母韻は、齊梁以前の古音ではなく、ある程度、當時通行の標準音を反映していたが、『洪武正韻』は、ある部分は『中原音韻』に近づいていた。その問題點は、今の「雅音」で古の「雅音」を證明したことで、「中原雅音」の歴史的變化の可能性を認識していないことであった。

第七章は、復古的詩論と古音學の關係について論ずる。

第一節は、宋代詩學における古詩の用韻問題である。古今で音韻に違いのあるという點は、魏晉六朝以來、學者の注目するところであった。詩人がこの點に注目し始めたのは、唐代、近體詩の成熟以降のことである。韓愈は、意識的に反律化の聲調で古詩を作成し、用韻は倣古であった。韓愈

の用韻法は、古韻研究を推進することになったが、唐、五代、北宋では、具體的な古韻規範は存在せず、用韻法は、「借韻」や「筆力」に歸するのみであった。北宋の黃庭堅は、魏晉詩の用韻が『禮部韻略』に一致しないことを、「借韻」という語で簡単に説明している。宋代儒家の復古の學風は、「古詩は用韻に拘らなかつた」という嚴格でない觀念を捨てさせるに至つた。毛晃等『增修互注禮部韻略』は、古詩賦の用韻例を大量に増補している。吳棫『韻補』は、今韻と合致しない古書や宋代の用韻例を網羅的に取り込んだ著作で、南宋詩壇を震撼させ影響はきわめて大きかつた。宋元の江浙地區では前賢の韻法によって古詩を作成することが行われていた。樓球『三家詩押韻』は、歐陽脩、蘇軾、黃庭堅の押韻を収録したものである。第二節は、朱熹の叶音説を論ずる。吳棫の古音學は、朱熹の引用、闡明によって、經學の世界にとりこまれ、南宋における古詩の用韻に影響をあたえた。「古今之詩三變」という朱熹の詩法、詩韻についての演變論自體は獨創ではないが、彼の名聲は古人の詩法、詩韻を論ずる際の根據となり、兩者

は切り離せないものとなった。三變説とは、(一) 虞夏から魏晉までの詩を「根本」とし、(二) 晉宋から唐初までの律詩以前の詩を「羽翼輿衛」とし、(三) 初唐の沈佺期、宋之間から南宋までの律詩に到るとするものである。明の韋陽、前後七子の復古詩論、楊慎の古音學は、朱熹の詩學の延長線上にあるようである。朱熹の「叶音」説は、『詩經』の吟詠に便利で、他の方法より簡便であったが、聲母が同じ文字は全て通轉で處理し、隨意に改讀可能という問題点を含んでいた。また、「叶音」が實は古の「本音」と關係することを明確には指摘していない點が、明・焦竑、陳第、清・顧炎武と展開する「古詩無叶音」説との最大の相違点である。第三節は、「古韻」の制度化を論じる。元代の科擧は、朱熹、眞德秀の文學觀念に基づいた、唐宋以來の律賦、律詩を完全に否定するもので、第二場においては、古賦、詔、誥、章、表の科目から一つを選ぶが、前者は「古體」、後二者は四六體に「古體」を混えたものが要求された。しかし、古賦の押韻に規範はなく、受験者自身が模索するしかなかった。元・黃公紹、熊忠『古今韻會

舉要』(二三三二年刊)が編纂されると、古詩賦の押韻指南として機能するようになったと著者は推定している。第四節は、明代の復古詩論と古韻學の關係を論ずる。北齊・顏之推以降、歷代の文人は、三代の古音は自然で不變であるが、五胡の亂以降、今音に四夷の言語が混じったという誤った認識を有したが、その影響は大きかった。モンゴル時代に胡化が明白となり、明の太祖は、胡化からの回復を目標としたがうまくいかず、胡化への恐怖は明代の文化意識の底流となった。こうして、明代では讀書人の目標として文化的典型の復興が掲げられるようになった。明代の復古詩風は、音節の重視と古詩と律の違いを強調したが、これは、漢魏晉と盛唐の詩を第一義とする南宋・嚴羽『滄浪詩話』と、古今の詩體の違いを識別し、格律、用韻の差異を識別する南宋・朱熹の考えを受けたものである。後七子の段階になると、五古は漢魏、七古、諸體は盛唐に習い、體裁、聲調、氣象などにも規則があり、使事、用句、用字も規則で縛るなど、詩を規則で縛りすぎる弊害が現れた。末五子の時代になると、古今兩體の詩韻を収めた韻書が流行

し、近體詩には平水韻、古詩には古韻という、スタイルと用韻の對應が明確化した。第五節は、清代の古韻學について論ずる。顧炎武の古音學において、詩學、韻學、經學の共存に對する破壊が始まり、韻學は詩學から分離する。しかし、顧炎武の研究成果は詩人にとって決して利用しやすいものではなく、文學の長期にわたる創作習慣に對して、韻學は無力であつた。

第八章は、『洪武正韻』の問題を扱う。第一節は、北宋の滅亡後、元朝に至るまで、一五〇年以上中國社會は南北に分裂していたが、その間に、儒教古典テキストの正文、字音、字體に差異が生じた。そのため、元朝で科擧が復活した際に、科擧に必携の韻書について標準化の問題が生じたことを指摘する。大徳二年（二二九七）熊忠編纂の『古今韻會舉要』の目的は南北の『禮部韻略』の總合にあつたのであり、都省の責任のもとで編纂されたと推定されている。第二節は、『洪武正韻』が皇帝の名前を含むにも関わらず、明代においてあまり重視されなかつた点を指摘し、その理由を以下の節で検討する。第三節はテキスト問題を

扱う。『洪武正韻』七十六韻本（洪武八年序）が、宋濂らによつて最初に作成された。それは『增修互注禮部韻略』を基礎として、字體については『説文』に従うもので、標準字體ハンドブックの性格を有する一種の未定稿であつた。

次に、『洪武正韻』八十韻本（洪武二年序）が、中書省を中心に編纂される。第四節で、著者は『洪武正韻』は元の王柏から明の宋濂に連なる元明代浙江道學學派の人々の思想的影響下で編纂されたことを指摘する。第五節は、『洪武正韻』の隱滅が、洪武一三年に起きた謀反事件「胡惟庸の獄」と、二六年に起きた謀反事件「藍玉の獄」に關連するものであると指摘する。この肅清事件により、前者で三萬人以上の犠牲者、後者で一・五萬人以上の犠牲者が出たとされ、宋濂も子や孫が獄死し、自身は左遷地で没する。そのため、『洪武正韻』は官韻としての地位を失う。第六節は、建文帝の時に、宋濂一族が名譽回復され、『洪武正韻』も官韻に復歸した可能性を指摘する。第七節は、『永樂大典』が『洪武正韻』八十韻本の枠組みを基礎として編纂されたことを指摘する。著者は、洪武二一年に解縉によ

って建議された大型韻書を『永樂大典』の發想基盤と考えている。『永樂大典』は永樂元年に編纂の命が出され、二年に『文獻大成』と名前を賜る。五年に編纂は終了し『永樂大典』と名づけられた。第八節は、『洪武正韻』が明代において、主として士大夫の「應制」（敕命による詩歌の作成）と胥吏の「正字」に用いられたことを論ずる。前者は宮廷を中心としたもので、一般の士大夫の例は少ない。ではなぜ、『洪武正韻』は使用されなかったのか。著者は、元明代文人が韻書に對して次のような誤解をしていたことを指摘する。(一)『禮部韻略』は梁・沈約の著作である。(二)唐代の近體詩押韻は『禮部韻略』を規範としていた。したがって、唐を學ぶことを主張する明代主流の詩人たちは必然的に『禮部韻略』を規範とすることになった。また、明代においては避諱が嚴格に適用されることはあまりなく、當代の避諱規範を氣にする必要があまりなかった點も指摘されている。ところが、明代の後半になると『洪武正韻』には二〇餘種の刊本が出現する。この背景には、宋濂の完全な名譽回復、建文帝問題への禁忌が緩やかになったこと、

出版業の隆盛の存在が考えられるが、重要なポイントとして胥吏階層の需要に基づくという點が擧げられている。行政文書は「正字」で書かれる必要があり、もつとも正當な正字字書として『洪武正韻』が利用されたのである。これは科擧についても同様である。萬曆年間以降、『洪武正韻』の各種版本の出現、簡易版や同系統の字書の出現により、『洪武正韻』の權威と影響力は増して行き、その結果、『洪武正韻』音系は古音を反映したものとみなされ、民間では「正字」の規範書とみなされるようになった。第九節では、明の遺民や清朝の四庫全書編纂官の『洪武正韻』に對する態度を取り上げる。明の滅亡以降、『洪武正韻』は明の遺民たちにとって特別の意味を持つ存在となり、押韻規範として利用するものもおり、江戸時代日本、朝鮮へも影響を與えたと指摘する。また、清朝になっても、その權威は保たれ、『康熙字典』に大量に引用されたが、乾隆年間になると、四庫全書の編纂官たちは、批判的な立場をとるようになる。しかし、清末同治年間になると再び出版界において、『洪武正韻』字體の規範性が復活する。太平天

國の亂以降の漢族讀書人の心的傾向を著者はそこに見ている。

第九章は、「華夷」の區別を論ずる。第一節は、異民族王朝支配という問題である。元の中統元年（二二六）パспа文字を「國字」とする詔敕がくだされ、元朝の詔書は全てパспа文字で記載されることとなった。漢字文化の絶對的優越性を信じる江南の漢人士大夫は、歴史的傳統を持たないパспа文字を、仕官出世の近道として認めざるを得なくなる。九〇年を超える元朝支配は漢人士大夫に深刻な影響を與え、明初には、傳統音樂藝能の異民族化、民間通用口語の北方言語による汚染が意識されていた。明代中期の李夢陽、王世貞らは、元代中國の異民族化に直面して、「中原雅音」はすでに變質したことを肯定せざるを得なかった。しかし、これは明の最盛期にあつての追憶にすぎなかった。明末清初になると、ラテン系言語、文字の挑戦を受けることになる。それは、第一にイエズス會士のラテン文字であり、インド、西洋を含む彼らの世界觀により、漢語の獨尊的地位は相對化される。第二に、滿洲人のもたら

した「國語、國書」（滿洲語、滿洲文字）であり、清朝皇帝にとつて、漢語は天下の言語の一つにすぎなかった。第二節は、康熙一八年の博學鴻詞試の問題を扱う。明の嘉靖、隆慶年間以降、古體詩には古韻を使用し、近體詩には今韻（平水韻）を使用し、詞曲には「中原音韻」を使用すると言う基本定型が成立していた。順治帝もこうした規範意識を引き継いだ。ところが、康熙一八年の博學鴻詞試において、落韻を康熙帝が発見するという事件が起こった。康熙帝、翰林院が標準韻書として使用していたのは、元の『韻府群玉』であり、康熙五〇年に上進された『佩文韻府』も『韻府群玉』一〇六韻の枠組みを受け継ぐもので、こうした平水韻系韻書の規範性は清末まで繼續する。この事件によつて、押韻規範が清朝宮廷の注目するところとなり、それに對應して出現した韻書が、毛奇齡『古今通韻』、楊錫震『古今詩韻注』である。ところが、この二書は欽定の地位を得ることが出来なかった。それはこの二書が共に滿洲語を視野に入れていなかったことによる。第三節は、『音韻闡微』の問題を扱う。康熙五四年、康熙帝は滿洲語、滿

洲文字に精通した李光地らに「國書合聲之法」を用いた新しい韻書の作成を命じ、雍正四年に『音韻闡微』一八巻が完成する。『音韻闡微』は、表音文字である滿洲文字を参考に、現實音との乖離の激しい『廣韻』系の反切に改良を加え、反切上下字の介音、聲調を同一になる様に變更している。しかし、今韻と古音が一致する様にこの原則を歪めている例もある。李光地は顧炎武『音學五書』の説を受けて、漢語の古音が「胡音、夷狄」の影響を受けて變質したことを認め、三代古音の復興を理想とするが、異民族王朝

清朝に仕える臣下として、天下に蔓延する「國音、國字」に對しては矛盾した立場にあった。第四節は、李光地の直面した問題が元朝にすでに存在し、李光地もそれに習って、「天地元音」という民族と固有の言語を超越した觀念を用い本質的な問題を避けていたことを指摘する。『音韻闡微』は、始めて多言語を背景として作成された官韻であり、漢語の地位を相對化したばかりでなく、滿洲文字という異民族の文字を應用した韻書であった。一方、江南にあった清朝考證學を代表する言語學者たち（顧炎武、錢大昕、段玉

裁、王念孫、王引之）は、「國語、國字」問題には冷淡であった。

第十章は、清朝宮廷において、どの地方の方言音が最も正しく權威性のあるものと認識されていたかを、宮廷の様々な儀禮において號令を發する鴻臚寺の官吏たちの出身地域を調査することで検討したものである。本章のまとめによれば、(一) 明代正統年間、入聲を消失した「北音」が標準言語の地位をえた。(二) 清朝のホンタイジ、順治帝の時期には、滿洲人は基本的に遼東、幽燕一帶の漢語を學び、それを滿洲語漢語對譯の標準言語としていた。康熙年間になると宗室の構成員及び滿洲人官僚は滿洲語漢語二言語使用の能力を獲得する。一方、清代初期の鴻臚寺は、明代宮廷の標準言語觀念を受け継ぎ、直隸、山東、山西、河南四省の「中原雅音」を正音と定めた。乾隆一七年になり、直隸音（遼東、幽燕官話の後裔）が「中原雅音」に取って代わり鴻臚寺の正音となる。しかしながら、これは清朝朝廷に限定されたもので、漢人全體の標準語音ではない。(三) 「北音」は多くの傳統的音類の區別を消失したため、

明清の江南士大夫には重視されず、積極的な學習の対象にはならなかった。彼らにとつては「南音」こそが正當な標準官話であった。利瑪竇ほか宣教師たちが南京話を重視したのも、南方士大夫の正音觀念の反映であろう。(四)南人は北京への官僚としての赴任によって北京官話と接し、それによって江南の有力家庭における北京官話の勢力は次第に擴大することになった。南人は、順天府試、郷試で戸籍を偽つて替え玉受験を行ったが、それは北京語の擴散現象、權威性の擴大を反映している。しかしながら、北京語の勢力擴大は、口語に限定されており、科擧が要求する能力は原則として自己の方言音による讀書に基づき、官話を學ぶ必要はなかった。

第十一章は、官話の制度化を論ずる。口頭言語の規範化は、唐代吏部試に「身言書判」として六朝貴族の口頭言語が要求されたのに始まるが、標準語の能力は官吏の必要條件ではなかった。しかし、各地域間の大きな方言差の存在は、必然的に行政、通商の面で橋渡し言語の存在を必要とし、明代になると官話が形成された。第一節では、非漢族

地域における現地權力者による間接統治から、清朝官僚による直接統治へ變更する「改土歸流」政策を論ずる。雍正年間、雲南、貴州地域で大規模な「改土歸流」が行われたことに伴い、官話が教育、行政の言語として採用された。

これにより、西南地域では母語と官話の二重言語状態が出現した。これは上からの官話普及である。第二節では、地方漢人側からの官話習得問題を論ずる。清朝では明の制度を受けて、官僚には出身地域を避けて任官させるという「回避」の制度が行われた。したがって、官僚は自己の母方言とともに標準語である官話を習得する必要があり、また、ある程度赴任地の方言にも精通する必要があった。これは清朝の地方志に方言語彙の収録が行われたことに反映している。さらに、北京に勤務する官僚は、北京官話の習得も必要であった。第三節は、福建、廣東地域における官話を論ずる。中央集權のための言語政策、任官にあつたの官話の要求は順調に受け入れられたわけではない。滿洲族王朝としての清朝は、直接支配の具現としての官話の普及を必要とし、また、多言語社會としての清朝は正確な翻

譯の必要性から、漢族の規範的言語としての官話を要求した。雍正六年内府から刊行された『音韻闡微』の「正音」基準はその延長線上にある。しかしながら、この政策は北京官話との方言差の激しい福建、廣東地域では停滞し、乾隆年間には官話普及の政策は撤回される。第四節は北京官話の制度化を論じる。清朝は、(一) 滿漢翻譯、蒙漢翻譯における正確な表記の必要性、(二) 多民族・多言語社會における言語問題の混亂を少なくする必要性から、官話、官音規範の固定化に熱心であった。(一)の爲に滿漢對照の正音書が編纂されたが、旗人以外には規範となり得なかった。また、(二)の爲に、雍正四年『聖諭廣訓直解』が刊行された。これは雍正帝『聖諭廣訓』の官話譯解本で、官話の模範となった。すなわち、雍正朝以降、官話は規範化された。清朝は字音規範としての『音韻闡微』以外には、官話の音系についての書物を編纂しておらず、現在まで傳わる「正音書」はいずれも民間の編纂である。したがって、清代の正音は『音韻闡微』に示された讀書音で、決して現實の特定の地域の口頭音ではなかった。第五節は、言語資

本としての官話を論じる。清朝において、北京官話は官僚世界における重要な言語資本であり、口語「正音」として機能した。しかし、文字中心の科擧においては、清朝における官韻が如何なる現實の方言音にも準據しない虚構の枠組みであったため、むしろ東南方言地域のものに有利であり、方言音での受験を妨げるものではなかった。その意味で、文字と方言は強固なつながりを有した。しかしながら、清末以降、科擧から切り離された西學教育のもとで官話の一元化が改めて必要とされ、それは方言を基盤とした傳統的學術體系の地域性の解體を意味した。

第十二章は、戊戌の變法(光緒三十四年、一八九八年)期を論ずる。この時期は、政治的な意味のみならず、近代文語史においても、次の三點で重要な時期であった。(一)科擧において、八股文(時文)が廢止され、古文の策、論に置き換えられた。(二)『馬氏文通』の刊行。(三)嚴復『天演論』の刊行。第一節は、八股文廢止に伴う混亂狀態を敘述する。科擧の合格において決定的な役割をもった八股文の廢止は、古文參考書の流行を生み出すとともに、古

文の習得の困難さ、外來思想の混入の危険性など古典的
文化全體の危機として認識されたことを述べる。第二節は、
中國最初の系統的中國語文法書『馬氏文通』が、當時の同

文館（外國語専門學校）の學生が、外國語の高度な讀解能力
ばかりか、十分な中國古典作文能力をも缺く現狀に對し
て作成されたものであること、品詞の區分、格の設定など
ラテン語文法の範疇をそのまま用いているとの批判を受け
てきたが、實際には在來型批評用語を用いた統語の説明な
ど明らかな土着的要素も認められ、古文を書くための文法
書であつたこと、そのため二〇世紀初頭に作文教育の場で
非常に流行したことを述べる。第三節は、嚴復『天演論』
が「信、達、雅」の三原則を掲げた、當時の讀書人にとつ
て讀むにたえる質の翻譯文であつたが、白話文學を提唱す
る梁啓超の批判に對しては、それ以上の通俗化を否定した
ことを指摘する。第四節は、戊戌の變法以降を論じる。光
緒二四年の八股文廢止の上諭に始まる文章の轉回は止まる
ことなく續き、非正統の思潮と文體は、かつて張之洞の危
惧した通り、讀書人の世界へと浸透し、民國八年に完成し

た『辭源』に收録された語彙においては、すでに張之洞の
言う「清真雅正」という八股文を基準とした言語規制は姿
を消していた。

第十三章は、從來の議論が、民國時代の文學革命を書記
言語に偏つて論じてきたのに對し、口頭言語における文學
革命を論じたものである。第一節は、文學革命が、「音」
を無視して「字」の共通性を強調する「目の文學革命」で
あつた點、演劇、放送等の音聲メディアの進展に伴つて、
必然的に「耳」のための言語と文體の創造「耳の文學革
命」が求められるようになる點を指摘する。第二節は、清
末の「官話」から民國の「國語」への變化を論ずる。清末
の官話は、使用者層の點でジェンダー的、社會階層的、地
域的に大きな偏りを有する、整つた言語規範を缺く状態で
あつたため、中華民國成立後の言語政策は、性、社會階層
の區別を取り拂い、規範を定めた近代的「國語」を求める
方向へと向かつた。その最初の試みが民國八年の舊「國
音」制定であり、「多様な方言字音」漢字を「一つの國
音」漢字」にすることであつた。しかし、この舊國音は各

方言間の折衷的人工的體系で、民國二一年になつてやつと北京人の發音を標準とするように變更された。しかし、實際は、各地の方言と官話が不十分に融合した、誰もが不満を感じる清末以來の「藍青官話」が廣く行われており、學校教育の場で可能であつたのは「目の文學革命」の普及に過ぎなかつた。第三節は、一九二六年前後に起つた「耳の文學革命」を論ずる。西洋、日本に由來する新式教育が行われるようになると、暗誦中心の教育から「話し方」の方に注意が拂われるようになった。しかし、中國語を効果的に話す技術には傳統がなく、新たな探求が必要となり、外國の演説技術指導書が手引きとなつた。この狀況の轉機となつたのが、一九二〇年代半ばから一九三〇年代なかばにかけての、西洋近代演劇理論の體系的受容、ラジオ放送の開始、中國語トーキー映畫の製作であつた。この「耳の文學革命」については、意識的な宣言書がなく、區切りとする年を定めがたい點、國民國家形成の意思を背景としており、「目の文學革命」のように民族文化である「文言」使用者からの激しい攻撃にさらされることはなかつた點が

指摘される。第四節は、趙元任という一〇年にわたる在米生活を終えて歸國した言語學者の活動を通じて、「自然」な國語の形成をたどつたものである。趙元任は演劇の素養を有し、西洋演劇の中國語での上演に關わり、「耳の文學革命」に對して三つの大きな貢獻をする。一つは口語語法の研究であり、二つ目は、文のイントネーションの描寫であり、三つ目は、放送の手引きの編纂で、放送に携わる者のために「耳」で聞く中國語についての注意點をまとめた點である。著者はこうした活動の背後に中國語の表記法をローマ字化するという意圖があつたと推測している。第五節は、抗日戰爭以後の狀況を扱う。抗日戰爭、國共内戦以後、國語は全國の農村に浸透して行つた。「目の文學革命」「耳の文學革命」を完成形態へと推し進めたのは、文化大革命であり、あらゆるメディアが動員されて規範的言語が國民に注ぎ込まれた。

終章は、中原雅音の歴史を南宋における始まりから、近代までを概観したものである。第一節は、「中國」という意識と南宋音韻學の關係を論ずる。葛兆光は、「中國」意

識が南宋において突出したものであることを検討し、華夷觀念の變化を、實際的策略の段階から、想像の秩序の段階への變化、制度上の見下しの段階から、想像世界での自慰行爲の段階への變化とまとめている。著者は、中原雅音を、音韻學史上におけるこの例證にあたるものとする。中原雅音の展開は、南宋・毛晃、毛居正『增修互注禮部韻略』の段階では、系統的な説明がなく、地理分布についても述べていないが、元・孔齊『至正直記』において地理的範圍が確定し、元・黃公紹、熊忠『古今韻會舉要』の段階で、雅音と吳音を區別し、明・宋濂『洪武正韻』において、中原雅音は決定版となり、あらゆる地域の人が理解可能な「正音」となった。隋・陸法言『切韻』は、南北朝五家の韻書を選択して作られたもので、唐代においては權威を持ったが、唐代の語音の變異によって北方標準音から次第に乖離してきた。その結果、科擧の基準となる韻書として、北方人の語感と一致せず、科擧において北方人が不利になった。天寶年間にすでにこの問題は指摘され、晩唐には洛陽音で韻書を作るべきとの意見もあったが、五代、北宋において

は、贊同者はほとんどいなかった。北宋の都汴京が陥落し、河南地域が金朝統治下で異國異俗化したことで、南渡した漢人は文化的故郷と圖書文物の喪失によってアイデンティティの危機に陥った。こうした中、「純中原性」非物質文化資源としての汴洛音（南宋の都臨安の杭州音がそれを受け継ぐ）の地位が高まり、明代には江南知識人の共通理解となる。実際には臨安における汴洛音の存続は困難で、第二世代はすでに吳語の影響下にあった。第二節は、韻書の理學化を論じる。宋代の儒學は、秦漢から五代までの儒學を否定したが、音韻學においても同様の傾向が存在した（北宋・邵古『正音』、北宋・邵雍『皇極經世・聲音唱和圖』）。南宋、明におけるもつとも影響の大きな古音説は朱熹の詩論であったが、同時期の毛晃、毛居正『增修互注禮部韻略』にも同様の見解が存在していた。それは、「古人、古聖賢」の用字、用韻を正しいとする『切韻』批判である。葛兆光は朱熹の思想的意義を（一）經典解釋、（二）歴史の再構築、（三）思想の世俗化の三點に整理したが、韻書の理學化という側面では、（一）は韻圖構造の分析、（二）は

三代秦漢古音韻例の觀察、(三)は官韻の束縛を離れて中原音に基づき音系を調整したことに相當する。これが「中原雅音」の確立へと繋がった。すなわち、北宋・邵古、邵雍父子を濫觴とし、南宋・毛晃、毛居正父子によって定型が完成し、元・黃公紹、熊忠『古今韻會舉要』によって轉變し、明・宋濂等『洪武正韻』によって完成されたのである。一四世紀の『中原音韻』を代表とする北曲の音系から商周の雅頌を再現することは不可能であるが、當時の人々はそれが可能であると想像しており、「中原雅音」は當時の天下通行音という理想化された音系でもあった。元朝では北方話が朝廷通行の權威ある公用言語になり、想像上の「中原雅音」はその地位を奪われる。第三節は、近代における問題を扱う。韻書の理學化以前は、南北方言の差を自然地理から説明しており、『切韻』系韻書においては南北方言に價值判斷を下していない。ところが、晚清中國になると、西洋から國民國家、國語の觀念が流入し、標準音問題が出現した。清朝宮廷においては北京話、北京官話が標準音であったが、章炳麟は『愼書』方言の中で、新首都を

武昌、正音を湖廣話と主張した。抗日戰爭から内戦の時期には周祖謨、陳寅恪が汴洛音に注目したが、中華人民共和國成立後、王力は北京語を標準とすることを主張した。

以上、章ごとに簡潔に内容をまとめた。必ずしも著者の意にそうまとめとはなっておらず、あるいは誤解をふくむ可能性がある。その點はご容赦願いたい。また、それぞれの章は非常に豊かな内容を有しているので、興味を持たれた方はぜひ原文を参照していただきたい。なお、第四、十一、十二、十三章には日本語論文が存在する^①。

収録された論文は、時期的に一九九〇年代初頭に執筆された第二、三、四章と基本的には二〇〇〇年代以降の二つに別れ、この二グループ間には、著者の言語觀に變化があるように感じる。例えば、第四章は最も早く執筆された論文であり、著者の問題意識の出発點がよくわかる論考であるが、中國の方言を南北二方言に分ち、二項對立的概念設定から論理を進めていく。しかし、この二項對立的思考では必ずしも問題をうまく説明しきれないことが最終的に

明らかになる。北方方言がある程度の均一的なまとまりを形成しているのに對し、南方方言は内部の諸方言間の差異を捨象して、北方方言に對立する者として意圖的に均質化して表象されているという問題點が存在し、著者の詳細な検討によってむしろその點が明らかにされている。一方、

二〇〇〇年代以降に執筆された後者のグループに屬する前言は、漢語の特徴の既存の説明が、他の諸言語にも當てはまり、漢語の固有性を示すものとなっていないという指摘に始まる。すなわち、ここでは、政治的、歴史的境界と言語的境界を區別し、現在の我々の言語に對する見方が前者に屬する國民國家的境界に影響されて形成されたもので、必ずしも言語の實際の様態に沿った區分ではないことを示唆している。これは方言という呼稱、領域認定の問題とも繋がっている。漢語の外延は、既存の境界をはみ出して広がっており、現存の境界認識は、歴史的形作物であることを示唆しているのである。それは、本書の中で最も興味深い内容である「中原雅音」形成史についての論考が示しているように、言語の表象は優れて政治的、文化的偏差を含

むものであることの例證となっている。本書は、全く新しい問題意識から、通史的に漢語と社會制度の關係を論じた作品であり、今後の研究に對して資するところ極めて大である。

著者は中國言語學の専門家であるが、本書は隣接する諸分野にとつても意義が大きい。例えば、「中原雅音」形成史に關連して論じられる古詩とその押韻規範の問題は、中國古典文學を學ぶ者にとつて、極めて示唆的である。古詩のジャンル意識について、押韻規範を含めて通時代的に論じる可能性を開くものである。

現在、人類史の研究においては、アフリカ大陸を出發した現生人類が世界擴散していく過程を考える。その途上で言語が獲得され、擴散、隔離、分化の過程を辿つて現在の人類の言語分布へと繋がって行く。東アジアに廣がる言語についても、こうした過程を経て人類の擴散と並行して言語分布が成立していったと考えられる。漢語内部の方言分化の問題について、著者は語らないが、おそらく本書前半の議論をさらに推し進めて考える場合には、ぜひ検討して

おくべき論點であると思える。また、我々は、結果としての現状の言語分布を参考に過去を考えるしかないのであるが、現在は漢語の優勢分布領域である華中、華南地域についても、多くの少数民族言語が実際には広くそして離散的に分布しており、漢語が優勢となる以前の状態はもっと廣く少数民族言語が分布していた状態を考えることが可能である。こうした觀點に立つと、漢語の内部には常に外部としての多言語が存在し、政治的、經濟的状況から同化の問題を抱えていたことになる。これは、漢語方言内部の同化の問題とも並行しており、著者の始めたアプローチを擴大し、今後、詳細な検討の行われるべき分野となるであろう。

(北京大學出版社、二〇一六年八月、三二五頁)

註

- ① 第四章は、「唐宋期における科擧制度變革の方言的背景（第二稿）——科擧制度と中國語史 第6——」（岩田禮編『平成1—3年度科學研究費總合研究（A）研究成果報告書 漢語諸方言の總合的研究』第一分冊、一九九二年）、第十一章は、「制度化される清代官話——科擧制度と中國語史第八——」（高田時雄編『明清時代の音韻學』京都大學人文科學研究所、

二〇〇一年）、第十二章は、「光緒二十四年の古文」（『古典學の現在』第二冊、二〇〇一年）、第十三章は、「目の文學革命・耳の文學革命——一九二〇年代中國における聽覺メディア」と「國語」の實驗——」（京都大學中國文學會『中國文學報』第五十八冊、一九九九年）。第十三章は、日本語版の方が内容が多く、本書所收の中國語版は簡略化されたものである。